

宇城市立青海小学校

いじめ防止基本方針

令和5年3月31日改定

はじめに

- いじめは、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にもおこり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておかなければならない。
- 本校では全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むことを重点とし、校訓「やさしく かしこく たくましく」に基づいた指導・支援を徹底し、いじめを許さない環境づくりを進める。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 日常の観察や日記・作文、調査等を通じて、いじめが起きていないかの把握に努める。
- 早期対応を重視する。いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- いじめの内容により、教育委員会はもとより、教育事務所、警察や関係機関との連携を図る。
- 本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定。以下「国の基本方針」という。）、熊本県いじめ防止基本方針（令和2年11月24日改定。以下「県の基本方針」という。）及び宇城市いじめ防止基本方針（令和4年11月16日改定。以下「市の基本方針」という。）を踏まえて、本校が行政、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「宇城市立青海小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。
なお、本文中に下線のある箇所は、市の基本方針改定に伴い加筆・修正したものである。

令和5年3月31日

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分

を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場面であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。(平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」を参照)

2 いじめの理解

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割

と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めてはならない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツクラブ等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする観衆、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努めなければならない。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。

したがって、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童には様々な背景（障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等）がある児童もいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。併せて、学校の教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切

に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性についてそれぞれの認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童のいじめを許さない心を育てるために思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童が悩みを相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

さらに、学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人が目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、思春期は多感な時期であることから、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断するのではなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にも、いじめの可能性を考えて、初期段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校や宇城市教育委員会（以下、教育委員会と記す）は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団

の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会等を活用し、又は「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、且頃から学校や教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめに対する教育指導・対応の方針

(1) 未然防止に重点

これまでのいじめ防止対策の重点は、「早期発見、早期対応」であった。いじめの被害を最小限に留めるためには、いじめに気が付いた場合に、軽く見ないで速やかに対応すること（早期対応）が重要であることは変わらない。

一方で、いじめの発生件数を減らすうえでも、加害者になることを未然に防ぐことも、いじめに向かわせない「未然防止（予防）」の観点が不可欠である。日本のいじめは、暴力よりも、陰口や仲間はずしなど、コミュニケーション操作系のいじめが多いというデータがある。

また、いじめの被害者と加害者は、常に流動的に入れ替わり、特別な児童だけではなく、誰かがいじめの被害にあったり、加害に及んだりしている状況がある。したがって、アンケートや心理検査で得られる情報は、限定的であることに留意する必要がある。国立教育政策研究所の「いじめの追跡調査」の調査結果からも、加害、被害は、大きく入れ替わっており、常習性を仮定することはできないとの報告もある。したがって、特定のタイミングで加害者を罰するだけでは問題は終わらない。

以上のような特質を踏まえた、教育活動を展開する必要がある。
そのため、これまで私たちが大切にしてきた教育、例えば、どの児童にとっても

学校や学級が安心・安全な場所であること、すべての児童に活躍でき認められる機会を提供していること、一人一人の児童を大切にしていること、達成感が味わえる授業になっていること、児童の生活背景までをふまえた「子供理解」をしていること、人権意識にあふれた受容的な雰囲気になり満ち溢れていることなどが実現できているか日常的に点検し、改善していくことが必要である。

未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを一層めざしていく。加えて、「青海小学校」の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスを乗り越え、互いのよさや可能性を認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。 こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育の実践も望まれる。

このようないじめが起きにくい環境づくりを主眼においた普段の教育活動が実現できているか、常に点検し、改善していくように努める。

(2) 児童への指導

① すべての児童への指導

○本校の校訓「やさしく かしこく たくましく」を徹底する。

「やさしく」とは、自分の周りの人々や自然に関心を持ち、自分の心と頭で判断し、思いやりをもって接すること、「かしこく」とは「自分はこうありたい」という志や夢を持ち、途中でやめることなく努力すること、「たくましく」は、自らの心身の健康を保持増進し、より一層高めていくことだと考えている。児童には、本校の原点であるこの校訓に流れる精神を持ち、「なりたい自分」を実現してほしいと願っている。

○「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。いじめを行うことはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童にもたせる。

○児童に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。また、いじめられる児童や、いじめを告げたことによりいじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示す。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親等に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。

○学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に育てる態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳の学習を要とする道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。

また、ボランティア活動、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。さらに、教科指導やすべての教育活動を通して、豊かな情操やコミュニケーション力を養う。なお、いじめの未然防止を図る上で、これらは、いずれも重要なものであり、優先順位を設けないこととする。

○児童の携帯電話等情報通信機器の使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。

○児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援するなど、児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り

組む。学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義がある。そこで、児童会活動などをもとに、全学年・全学級で主体的かつ積極的に取り組むことができるように留意する。

○教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

○児童に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきとみとめられるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童の発達段階に応じて、指導することも望まれる。

② いじめを許さない学級経営等

○いじめが児童の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教職員がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。

○教職員は児童にとって、最大の教育環境であるとの自覚のもと、教職員の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするようなことがないよう留意する。

○グループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方及びさまざまなグループ別での活動を行う場合の指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

○いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあることを認識し、その時の指導により解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

2 いじめの早期発見・早期対応等

(1) 問題兆候の把握等

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることも多い。このことを本校教職員で共通理解を深め、ささいな兆候であっても、いじめではないかと一旦は捉え直して、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく組織的に対応し、いじめの早期かつ適確な発見と認知に努めるものとする。

このため、全ての教職員は自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から、次のことをベースにいじめを発見するための積極的な取組を行う。

○情報集約担当者（いじめに関する情報を集約する担当者）を中心に「いじめ防止・対策委員会」を開催し、組織的・継続的な取組を行う。

○児童の悩みを受け取るために、全人格的な接し方を心がけ、児童との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築く。

○児童と過ごす、接する時間を多くとり、児童の考えや悩み、生活実態や生活背景のきめ細かい把握に努めるとともに、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。

○欠席の連絡があった児童に対して、必ず連絡するなど「愛の1・2・3運動+1」

の実践に努め、組織的に早期に対応する。

- 定期的なアンケート調査、保健室（養護教諭）での相談や学級担任による教育相談等の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんなささいなものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応することを徹底することが不可欠である。また、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図らなければならない。
- 重大ないじめの問題、あるいは重大ないじめに発展する可能性が高い固定化したいじめ等の解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育事務所、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を要請する。

(2) 事実関係の究明

- 事実関係を明らかにするため、担任だけでなく、組織的な対応に心がける。特に、聞き取り等の確認などは、複数の教職員で行う。
- いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えがあいまいであることを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くこととがないようにする。
- 「事実関係を明確にする」とは、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

〈いじめられた児童（生徒）からの聴き取りが可能な場合〉

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、場合により、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施とする（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

〈いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合〉

いじめられた児童の体調がよくない、入院など、いじめられた児童からの聴き

取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、当該保護者の当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行い、事実関係の確認をする。

(3) いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応等

① 心のケア等

- 児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、関係機関在籍のスクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。
- 教育相談については、教員自身が自己開示しすること等で相談しやすい雰囲気をつくり、児童にとって相談しやすい環境を整える。

② いじめを継続させないための弾力的な対応

- いじめられる児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替え等も工夫する。
- いじめられる児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、緊急避難としての欠席を弾力的に認めることも検討する。もし仮に、そのような場合は、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫する。
- 児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがあり、事実関係、妥当性、緊急性その他が明確な場合、いじめられる児童及び保護者の希望により、校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置があることを十分に踏まえた対応を行う（この場合、教育委員会との十分な共通理解を持っておくようにする）。

(4) いじめた児童への指導・措置

- いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- 教育委員会や保護者と十分な共通理解を持つようにし、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、次の措置を吟味・検討したうえで、有効もしくは必要な場合は実行する。
 - ・いじめを行う児童に対して、一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。
 - ・暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力・連携を求め、厳しい対応策をとったりすること。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件「ア」及び「イ」が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断に

より、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

○行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

○いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止・対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含むプランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」を整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「いじめ防止・対策委員会」については、開催が形式的になものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

(6) 深刻ないじめや重大事態への対応

① 深刻ないじめへの対応

深刻ないじめを行う児童に対しては、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合がある。なお、出席停止を命ずる場合は、児童及び、保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童及び保護者の意見を聴取することに配慮する。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行う。

② 重大事態への対応

○重大事態が発生した場合は、宇城市教育委員会に報告するとともに、その対応にあつては、教育委員会の指示を受けながら、法に沿って、報告や調査その他必要な措置をとるものとする。

○法第28条第1項には、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とあり、この「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

例えば、児童が自殺を考えた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

○また法第28条第2項「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、校長又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。その結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提

供する。

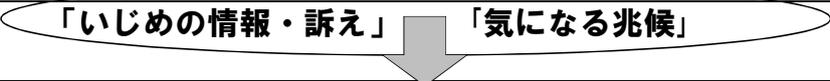
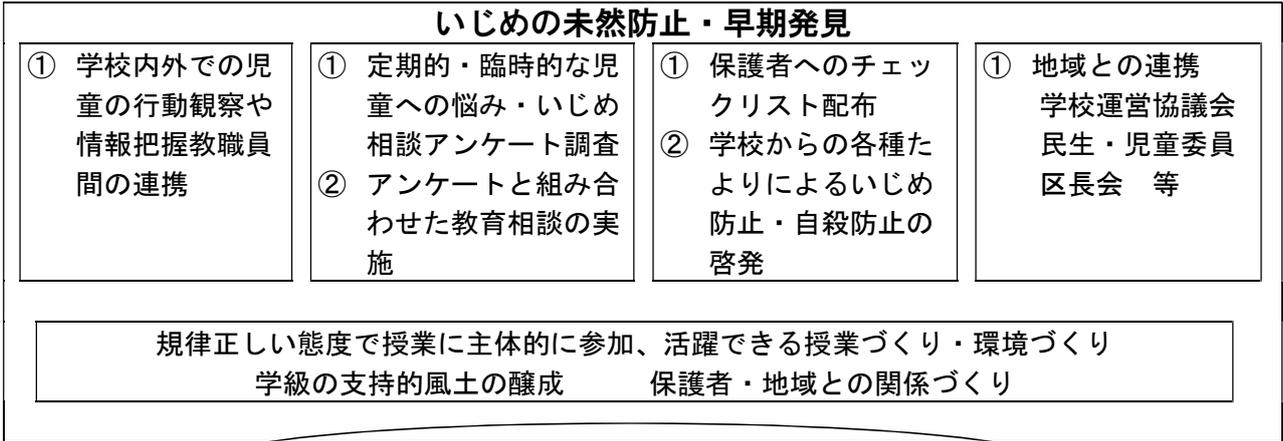
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
調査の主体は、教育委員会が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。
また、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- 学校の設置者又はその設置する学校は、先述のとおり調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

3 家庭・地域社会との連携

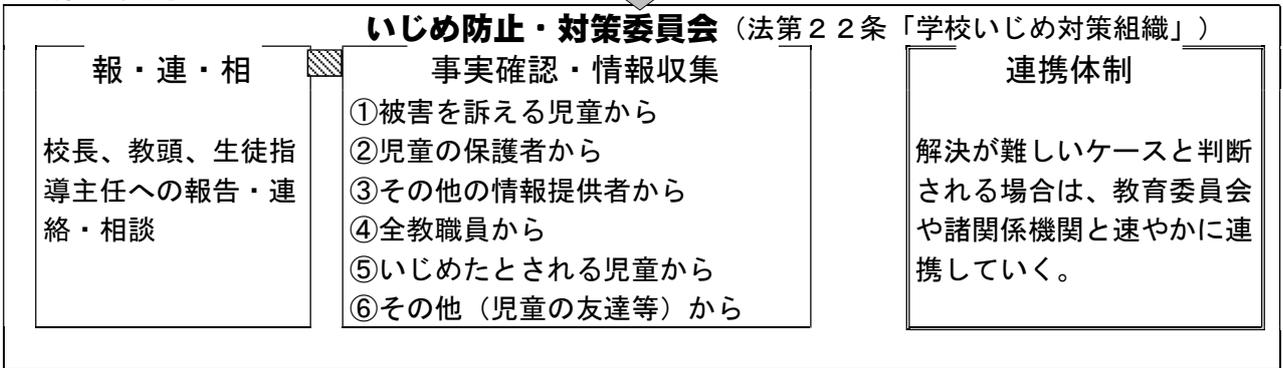
- いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。
- 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫をする。
- いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。いじめの問題に関し、学校とPTAとの意見交換の機会、実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であるとの認識のもと、事実を隠蔽するような対応はしない。
- 家庭教育を支援するため、PTAと連携して、子育てに関する情報の提供、相談体制の整備、親子の共同体験の機会の場の設定等の充実を図る。

青海小学校 いじめ早期発見・事案対処フローチャート

1 未然防止・早期発見



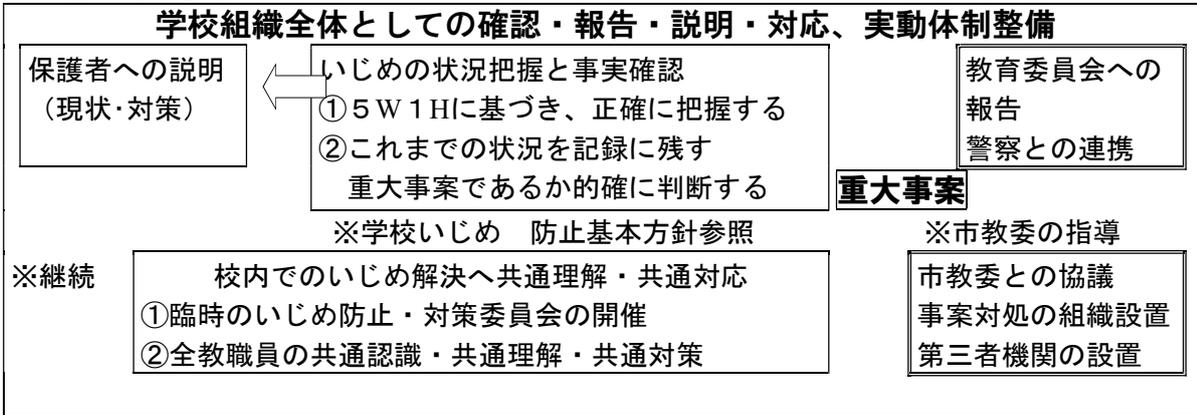
2 第一次対応



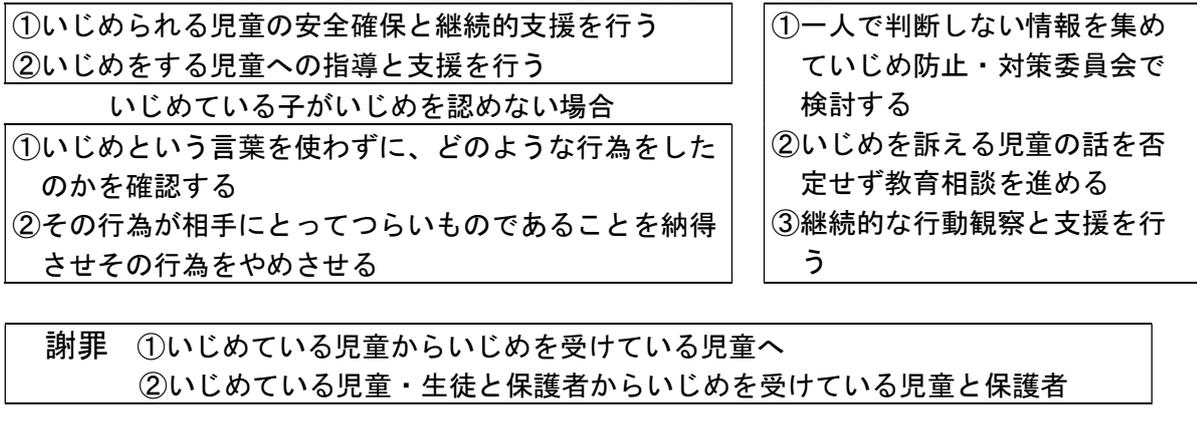
いじめと言える・可能性があった場合

いじめとは思われない場合

3 第二次対応



解決に向けた適切かつ誠実な対応の実施



4 トラブルから学ぶ

指導の重点化・見直し

- ①いじめを許さない毅然とした指導の展開
- ②カウンセリングの継続
- ③生命尊重についての再指導
(命を大切に育む指導プログラムを核とする)
- ④人権教育の徹底
(人権尊重の視点に立った授業づくり)
- ⑤いじめ防止についての現職教育
(体験的研修の実施)
- ⑥保護者・地域住民への対策方針や指導の見直しの公開
- ⑦PTAでの研修会の実施

評価と情報公開

- ①児童へのアンケート等の実施
- ②指導の効果についての検討
- ③情報の公開・報告